

いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

2019年7月1日から施行される改正民法(相続法) その1

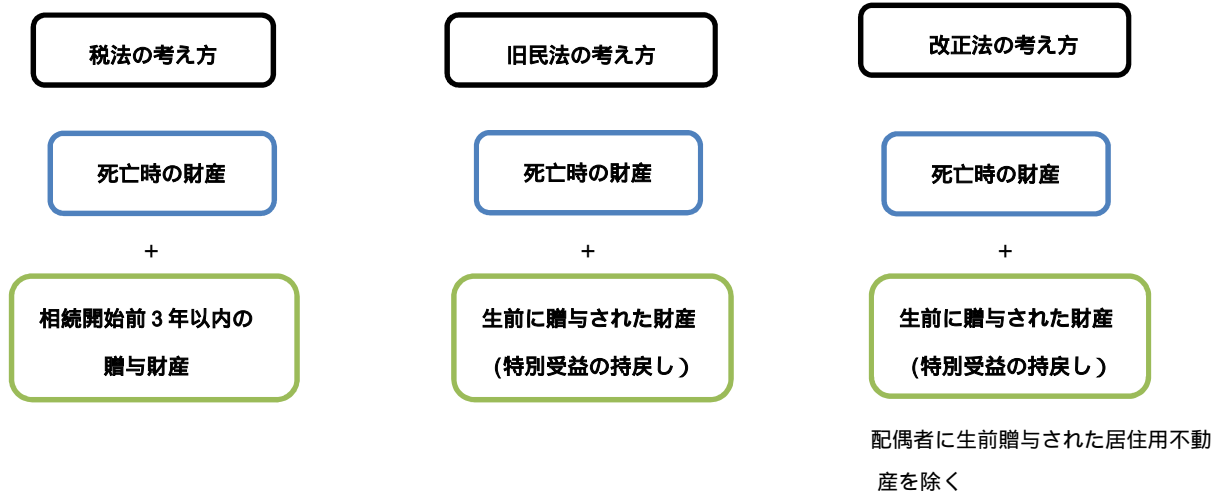
民法の相続分野(以下、相続法)は、平成30年7月6日に成立(同13日公布)し、すでに自筆証書遺言の方式の緩和については、1月17日から施行されています。7月1日からは「遺産分割における税法と民法の齟齬(上手く噛み合わない)の解消」「遺留分制度の見直し」「相続以外の者の貢献に寄与する制度」等が施行されます。

遺産額について、税法と民法の異なる考え方

税法では、生前贈与は贈与税を申告した上で行われ、被相続人の財産から切り離されており、死亡時の財産と相続開始前3年以内に贈与された財産が遺産額になります。

旧民法では、相続人間の公平を図るため、過去に贈与された財産(特別受益)については、相続分の前渡しを受けたものとして遺産額に含めて考え、遺産分割の計算にあたって、贈与財産を相続財産に持戻して相続分を計算することになっていました(旧民法903条)

改正法では、配偶者に生前贈与された居住用不動産については、持戻しを免除する規定が設けられました(改正民法903条)



配偶者控除の特例で贈与した居住用不動産の持戻し(相続の時に生前贈与された財産を含めて相続分を再計算すること)を免除

税法と民法で異なる考え方

税法では、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与が行われた場合に、贈与税の基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除できる「贈与税の配偶者控除の特例」があります。この特例を使った場合、居住用財産の贈与は贈与税を申告した上で行われ、被相続人の財産から切り離されることとなります。

ところが、改正前民法(以下、旧民法)では、税制上の特例を使って生前贈与された不動産であっても配偶者の「特別受益」とされ、被相続人(亡くなった配偶者)から遺産の「先渡し」を受けたものとして考えます。贈与された当該不動産の価格が遺産に加算(持戻し)されて遺産総額を算出するため、遺産額について税法と旧民法との間で食い違いが生じていました。(上図表参照)